

○厚生労働省告示第五百四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百四十五号）第四十九条第一項の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十九条第一項の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品（平成十七年厚生労働省告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十六年十二月二十六日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

- | | | | | | | | | |
|---|----------------|---|-------------|---|---------------|---|--------------|---|
| 第八号中
(213)を
(214)とし、
(195)から
(212)までを
(196)から
(213)までとし、
(194)の次に次のように加える。 | (216) 過酸化ベンゾイル | 第八号中
(614)を
(616)とし、
(215)から
(613)までを
(217)から
(615)までとし、
(214)を
(215)とし、その次に次のように加える。 | (618) ニチシノン | 第八号中
(818)を
(821)とし、
(616)から
(817)までを
(619)から
(820)までとし、
(615)を
(617)とし、その次に次のように加える。 | (823) ベムラフェニブ | 第八号中
(838)を
(842)とし、
(820)から
(837)までを
(824)から
(841)までとし、
(819)を
(822)とし、その次に次のように加える。 | (844) ボノプラザン | 第八号中
(1005)を
(1010)とし、
(840)から
(1004)までを
(845)から
(1009)までとし、
(839)を
(843)とし、その次に次のように加える。 |
|---|----------------|---|-------------|---|---------------|---|--------------|---|

(195)

エン
パ
グ
リ
フ
ロ
ジ
ン